

第404回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和6年12月5日（木）午後2時00分から午後3時25分まで
- 2 場所 倉吉シティホテル 3F カサブランカ
- 3 出席者 委員：板倉委員、佐々木委員、山根委員、灘本委員、朝日田委員、井本委員
近廻委員、永田委員（寺田委員、浜尾委員欠席）
鳥取県：水産振興局漁業調整課 野々村係長
境港水産事務所 宮邊課長補佐
事務局：氏事務局長（県漁業調整課課長兼任）
清家次長（県漁業調整課課長補佐兼任）
太田書記（県漁業調整課課長補佐兼任）
本田書記（県漁業調整課係長兼任）
有田書記（県漁業調整課主事兼任）

4 傍聴者 0名

5 議事

- （1）鳥取県資源管理方針の一部変更について（諮問）
- （2）鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじ、かたくちいわし及びまだいの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）
- （3）全国海区日本海ブロック会議について（報告）
- （4）広域漁業調整委員会について（報告）
- （5）くろまぐろの漁獲管理の現状と令和7年度以降の漁獲枠の見込みについて（報告）
- （6）くろまぐろ遊漁の管理状況について（報告）
- （7）その他

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、山根委員及び朝日田委員を指名した。

議事1 鳥取県資源管理方針の一部変更について（諮問）

〔変更に興議ない旨決議された。〕

国が策定する資源管理方針に特定水産資源「まだい日本海西部・東シナ海系群」が令和7年1月1日に追加されること等に伴う、鳥取県資源管理方針の一部変更について、氏漁業調整課長による諮問文読み上げの後、野々村係長が資料1に沿って説明した。

〔板倉会長〕

ありがとうございました。皆さん、どうでしょう。何か御質問等ありませんか。

〔山根委員〕

分からんのに質問なんて。

〔板倉会長〕

分からんか。今のところは、ここ３年ほどは、現状維持みたいなものですよね。報告だけみたいな感じで、あとは、今度は、３年過ぎたあたりから、いよいよＴＡＣが始まるというような、そういう感覚で。

〔野々村係長〕

そうですね、そういう本格的なことなんですけど。

〔板倉会長〕

なら、タイも底びきやいろいろな漁具が獲っているんで、それを合わせて５，９００トン以内ということだな。

〔野々村係長〕

はい、そうです。

〔山根委員〕

いずれはＴＡＣになるということか。

〔板倉会長〕

いずれは、あと４年後ぐらいの状況次第では、ＴＡＣになる。

〔野々村係長〕

来年からＴＡＣにはなるんですけど、４年後からその配分がされて、ただ、鳥取県に関しては、例えば、アジとかサバとかと一緒に、現行水準になる見込みですので、やり方が大きくがらっと変わる、獲り方が変わるとかっていうわけではなくて、そこは混乱がないように説明はしっかりしていきたいと思います。

〔山根委員〕

今までどおりだろうけど。

〔板倉会長〕

うん、今までどおり。

〔野々村係長〕

これまでどおりの獲り方をしてくださいというところです。

〔山根委員〕

マグロみたいに枠もつけないだろうし。

〔板倉会長〕

一生懸命獲ってください。

それでは、議題1に関しては、質問がないようですので、これは了解ということで、答申するということでよろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。それでは、議題1については、原案どおりで了解しましたということで、答申をさせていただきたいと思います。

議事2 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじ、かたくちいわし及びまだいの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

野々村係長が資料2に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。皆さんのほうで、何か御質問等ありませんでしょうか。

〔本田書記〕

ちょっと数字のほうですみません。4ページですね、カタクチイワシの令和7年の鳥取県の割当て数量の参考で書いてある知事管理分のところが7万7,000トンとなっていますが、これは、5万トンのほうでいいということですね、資料。

〔野々村係長〕

すみません。そうです、失礼しました。これは去年の7万7,000トンでした。4ページのカタクチイワシ、今、7万7,000トンの内数って書いてあるんですけど、それは訂正で、5万トンの内数のほうでお願いします。ありがとうございます。

〔本田書記〕

ということは、去年よりも、ちょっと下がったっていうことで。

〔野々村係長〕

そうです。資源評価がやっぱり下がりまして、そういった状況にはなっていますね。

〔本田書記〕

ありがとうございます。

〔板倉会長〕

その他ないようでしたら、議題２の答申は、原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございます。それでは、議題２は原案どおり答申するということで、よろしくお願いします。

議事３ 全国海区日本海ブロック会議について（報告）

太田書記が資料３に沿って報告した。

〔板倉会長〕

ありがとうございました。何か皆さんのほうで、御質問等ありませんでしょうか。

〔各委員〕

ありません。

〔板倉会長〕

やはり、どこの県も似たような悩みがあるようで、鳥取県も同じようなもんだと思います。今後も、プレジャーボートとか遊漁には、ちょっと注意が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

議事４ 広域漁業調整委員会について（報告）

有田書記が資料４に沿って報告した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。ただいまの説明について、何か御質問等ありませんでしょうか。

〔山根委員〕

この承認された船の5，000っていうのは、決まったことですか。ヨコワのひき縄。

〔清家課長補佐〕

はい。

〔山根委員〕

5，000という数は決まったんですか。

〔清家課長補佐〕

はい。決まっております。

〔山根委員〕

それで、鳥取県の配分は決まった。

〔清家課長補佐〕

まだです。

〔山根委員〕

まだか。

〔清家課長補佐〕

はい。まだ、これからになります。

〔山根委員〕

これは、小型魚だけの数ですか。

〔清家課長補佐〕

承認漁業になりますので、小型魚も大型魚も含めての。

〔山根委員〕

ああ、含めてか。

〔清家課長補佐〕

はい。

〔山根委員〕

含めて、5，000。

〔清家次長〕

その辺のところは、また、今から御説明をさせていただきたいと思います。

〔山根委員〕

はい。

〔板倉会長〕

そのほかありませんか。ないようでしたら、議題4の報告は了解ということで。

議事5 くろまぐろの漁獲管理の現状と令和7年度以降の漁獲枠の見込みについて（報告）

清家課長補佐が資料4に沿って報告した。

〔板倉会長〕

どうもありがとうございました。皆さん、何か御質問等ありませんか。

〔山根委員〕

少しぐらい、5，000は増えてもいいっていいことですか。

〔清家課長補佐〕

全国で5，000を超えた場合は、国が調整を行って、5，000となるようにしますということです。

〔山根委員〕

ああ、そうか。

〔清家課長補佐〕

はい。

〔山根委員〕

はい、了解です。

〔板倉会長〕

これは今まで、許可がない人でも、新しく実績をつくれば申請ができるっていうこと？今年中ということ？

〔清家課長補佐〕

いえ、56隻、今現在の承認の方はですね、1キログラム以上獲ってる実績があれば、そのまま承認ができるという形です。それ以外に全国で5,000追加で、新たな承認枠をつくりますということです。

〔板倉会長〕

はい。

〔清家課長補佐〕

現在なんですけれども、各漁協のほうに照会をかけて調整をしてもらってるというような状況でございます。

〔板倉会長〕

分かりました。皆さんのほうで、何か質問はないでしょうか。いいかな。

〔山根委員〕

じゃあ、ちょっと質問。

2年間のうちに1キロ以上を釣らなくて実績がなくなった人は、再び復活はできないのでしょうか。実績がある人が辞めたら、その枠に乗れるっていうことはないですか。

〔氏課長〕

そうですね。基本的には、ルールからすればできなくはないんですけども。

〔山根委員〕

今までのとおり。

〔氏課長〕

そうですね。2年間実績がなくて、本来だとなくなってしまうってことはあるんですが、ただ、その場合、ちょっと確認してみないと分からないのは、その方がその枠を返すというよりその枠は誰かに承継するような格好になって、なくなって、また新規みたいな格好になるので。

〔山根委員〕

新規にはできるっていうことか、まだ分からんっていうことか。

〔氏課長〕

いや、多分、ルールとしてはできると思います。

〔山根委員〕

結局、ほかの枠がある人が辞めたら、それに乗られるっていうことか。

〔氏課長〕

そうです。それもできるし、そのなくなった人は、実績がなくても新規で登録できるので、できちゃうので。

〔板倉会長〕

新しく。

〔山根委員〕

新しくなる。

〔板倉会長〕

だから、このたび、しっかり。実績つくったほうがいいんじゃないか。

〔山根委員〕

いや、それだけじゃな。

〔氏課長〕

なので、これから本当に漁獲していこうという気がある方であれば、どんどん手挙げていただきたらいいと思いますし、ただ、とりあえず取っというおいたほうがいいなあぐらいだったら、ちょっとそういうのはやめていただいたほうが、ほかの方もね、本当にやりたい方がまた漏れるっていうこともありますので、そういうところでちょっとお願いしたいなと思っているところです。はい、以上です。

〔板倉会長〕

はい。じゃあ、ただいまの説明で了解したということでよろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございます。

議事6 くろまぐろ遊漁の管理状況について（報告）

本田係長が資料6に沿って報告した。

〔板倉会長〕

はい。ありがとうございました。皆さんのほうで、何か御質問等ありませんでしょうか。

〔山根委員〕

コシナガってというのは、鳥取県でも獲れるんですか、マグロの種類。

〔本田係長〕

ちょっと私は承知してないんですけど、今、太田補佐のほうから、島根のほうで獲れるっていうような。これですね、一応、水産庁のホームページに、水産庁さんが載せてられるんですけど、見ていただいたら分かるように。

〔山根委員〕

へえ。いや、何回見ても、わしは分からん。クロマグロだと思う。

〔太田課長補佐〕

胸びれがちょっと大きい感じで、ちょっと違和感が、それが一番あると思います。

〔山根委員〕

横、胸びれがな。こういうの見ないからなあ、一生懸命に。

〔太田課長補佐〕

島根半島の定置で、コシナガが入って、タンクで出たりとかしてますし、あとは、実は泊の定置で、キハダとかが入っていたりするんで。

〔山根委員〕

キハダは、まあ黄色だから分かる。

〔灘本委員〕

キハダは、昔から結構、うちの定置にも入っとるで。

〔太田課長補佐〕

たまに、本当10キロクラスとかも、普通に。

〔灘本委員〕

40キロぐらいあるキハダとかでもあるじゃん。

〔山根委員〕

キハダとかは黄色だから分かるけど、このコシナガっていうのは釣ったって分からんよな。

〔太田課長補佐〕

キハダは特に、背びれがきゅっと、第2の背びれが伸びるんで、余計分かりやすいと思いますよ。コシナガがちょっと分かりづらいかなと思います。

〔山根委員〕

漁師が見たって分からんと思う。

〔太田課長補佐〕

多分、基本はその第2背びれが。

〔灘本委員〕

コシナガっていうのもでかくなるの。

〔太田課長補佐〕

いや、そんなに大きくならないやつです。

〔灘本委員〕

これは。

〔太田課長補佐〕

はい。なので、要は、ヨコワサイズのとくに。

〔灘本委員〕

10キロとかで。

〔太田課長補佐〕

よりも小さいですね。2キロ、3キロのこんなレベルのときです。

〔灘本委員〕

ほら、そんなとき。

〔太田課長補佐〕

はい。そのときで、背びれと腹びれが両方とも白いので、白いことと胸びれが長いこと。

〔灘本委員〕

厚みは。

〔太田課長補佐〕

厚みは、もうほぼ似た感じです。

〔山根委員〕

一緒だと思うよ。

〔太田課長補佐〕

ええ、似た感じです、本当に。なので、ぱっと見は分からないので、クロマグロ獲っちゃ駄目だからって、コシナガって流してないといいなっていうぐらいの感じで、もう若干は思ったりとかしないでもないみたいなレベルの感じです。

〔灘本委員〕

獲つとるかしらんな。

〔太田課長補佐〕

でも、一応ちゃんと分けて、コシナガとヨコワと分けて販売されているんで。

〔灘本委員〕

ああ、本当に。

〔太田課長補佐〕

ある程度、きちっとやられてるのかなと。

〔灘本委員〕

市場のほうでね。

〔太田課長補佐〕

はい、と思います。

〔山根委員〕

了解です。

〔板倉会長〕

そのほかありませんか。

〔佐々木委員〕

今のマグロって、その遊漁船の人たちが釣ったのを市場に出したらいけないってことですよ。

〔本田係長〕

そうです。先ほどの承認漁業っていうところで、基本、市場流通して販売するってことは、もうお金に換えるっていうのは、漁業としてやっているとみなしますっていう整理がされて通知がなされてますので出してはいけない。

〔佐々木委員〕

これってというのはマグロだけなの、対象は。

〔本田係長〕

そこは、私もちょっと水産庁に聞きたいなというふうには思っているんですけども、一応、今は、そのマグロに限って、このことをぴしっと話がされているところですけど。

〔佐々木委員〕

今、その遊漁船が、結局、今のキカナだったりサワラだったり、ボッカだったり、いろいろ釣って、マダイなんかでも市場に出して、その漁師の値段が今、狂ってきているわけだけど、市場で。そういうのが問題になってるんだけど、そういうのは、どうするつもりだろうか。

〔本田係長〕

一応そのキカナとか、多分一本釣りだと思っただけですね。一本釣りってというのは、基本的に遊漁者もできるんで、もし漁業だとしても自由漁業ですので、特に何か許可漁業だとまずいんですけど、数年前に、東部のほうで、大きな船がイカを釣って、それを販売したってことについては、これは小型いかつり漁業、今、私たちが知事許可漁業としている分が、5トン以上のイカを採捕する漁業については知事許可漁業という扱いにしているので、その知事許可漁業に該当するおそれがあるので、そういうことはしないでくださいっていうのを通知したことがあるんですけども、必ずしも、その売ることを本当に目的としているのかっていう、業としてやっているのか、

反復継続的にやっているのかとか、そういったようなことがありますので。

〔灘本委員〕

シロイカ結構おられるよ、見たよ。

〔本田係長〕

シロイカについても、その5トンより小さい船については許可漁業の対象にしていけないので。

〔灘本委員〕

ああ、その同じ遊漁船でも。

〔本田係長〕

そうですね。なので、ちょっとそこも業、どこからを業にするのか、その反復継続的にやっているかっていう状況証拠なのか、あとはその意思とか、そういうところも関係するので、なかなかきっちり線引きが。

〔佐々木委員〕

難しい問題だね。多い人は、漁師より多く持ってきてるけど。

〔山根委員〕

大体、遊漁船で出たら、船長は、さおを出したらいけないっていう規定がなかったか。

〔灘本委員〕

今はもうそれ。今はもう船長はワッチしていないと駄目です。

〔山根委員〕

さおを出したらいけないっていう規定があると思う。

〔灘本委員〕

うちの遊漁船も、もう、おかずも釣れんって、ブツブツ言っているようなもんで、もう。

〔本田係長〕

これは規定でなくてですね、この4月1日に、遊漁船業の関係の法律が改正されて、もうしっかり遊漁船業を責任を持ってやってくださいよっていう改正がされたんですけども、そのときに、船に乗って責任を負う人を遊漁船業務主任者っていうふうを選任していただくんですけども、やっぱり業務主任者として乗ってる以上、その職務に専念してくださいねっていうのを今推奨はしてます。その中で、専念してる以上、自らのために釣りざおを出してたら、やっぱり注意

力も散漫になりますし、お客さんの安全管理も疎かになるから、できる限り、それを業務規程にしっかり書いてくださいっていうのを、今、業務規程例というのを水産庁が通知してるんですけども、その中に、さおを出してはならないっていうのが、例としては書いてあるっていう状況です。

〔灘本委員〕

それでだな。

〔本田係長〕

そうです。

〔山根委員〕

田後漁協は、お客を乗せたときはだめだけど、1人で出て、自分の漁をしたときには獲ってもいいですよっていう、あれでおらせているんですけどね。

〔本田係長〕

それはそうですね。いくら遊漁船業をやっても、あくまでお客さんの管理があなたの一番の仕事ですよっていうのは、あくまで遊漁船でお客さんを乗せてるときだけですので、遊漁船と兼業してても、やっぱりプレジャーで、自分で遊びで出るときや友達と遊びに出るときってのはあると思うんで、そのときは、もう自分のために、まあお好きなだけ。

〔山根委員〕

だし、田後漁協は1年に1回売らなければ、準組合員としてみなさないっていうあれがあるんで、売らないといけないんですが、結局は、少しでもな。組合員になれないですから。田後も組合員が少ないですから、一人でも多く入れさせようと思って、そういう規定をつくってる。

〔本田係長〕

なので、法改正の発端は、例の知床の事故ではあったんですけども、やっぱり遊漁船っていうのが、非常に10人近いお客さんを乗せて海に出るっていうことで、やっぱり利用者の安全管理っていうものをしっかりやっていきましょうっていう、今、方向に、大分、かじは切られましたので。

〔山根委員〕

でもね、知床のK A Z U I が事故したときは、遊漁船は、携帯電話でも、衛星を使わないといけんとか、それで、救命胴衣も積まなければいけないって、そのときはすごい厳しくなったんですけどね、衛星電話か無線をつけろって。だけど、今、全然その規定が覆って、今までどおりのあれで、空っぽになっているんですわな。

〔本田係長〕

一応、今、それが議論の俎上によつて、去年パブリックコメントまで、まずはされました。今、先行して、旅客船ですね、観光遊覧船とか、ああいうところについては、法定無線設備もしくは衛星携帯電話、それから非常時位置発信装置、それと、低水温時に航行する場合、おおむね15度以下なんですけれども、改良型いかだの設置、それと最近、もう一つ、船体の水密隔壁、これについて義務化の方向性は示されてます。ですけれども、昨年、そのパブリックコメントをした際に、やっぱりこれらを整備すると、もうウン百万の経費がかかるっていうこともあって、遊漁船業者のほうからも非常に大きな反発がありまして。

〔山根委員〕

それで、今じゃないか。

〔本田書記〕

今、見直しが、今年の7月ぐらいまでかけて検討会というのが設けられて、若干の見直しはされたんですけど、やっぱりこれは、安全のために必要ですねっていう方向になりまして、若干の修正はありましたけど、方向性としてはほとんど変わらず、今、施行日を検討中っていう状況です。去年のパブリックコメントの時点で、令和7年の4月1日が施行日だったんですけれども、それが1回見送られましたので、そうは言っても、遠くない将来、令和7年の9月ぐらいなのか、令和8年の4月1日なのか、そのぐらいには、やはり、今言った4つの安全設備が、遊漁船については義務化される方向です。

〔灘本委員〕

大きさ関係ないでしょ、船の。

〔本田書記〕

船の大きさ関係ないです。全てにおいて、さっきの。

〔灘本委員〕

遊漁を営むにはそれが要る。

〔本田係長〕

そう。衛星電話、無線、それからEPIRB。今、EPIRBか、簡易型AISでもいい。あれは、とにかく発信が消えたら、何かあったという、誰かが分かるっていうことだそうなので。あと、ちょっと一番重たいのが、改良型いかだですね。今、結局は、その冬場の期間、鳥取の沖だと、大体1月～4月末までが、その対象の水温になってまして、その期間、もう営業をやめるか、その期間いかだを乗せるかっていうことで、たぶん選択が迫られるんだろうっていうふうに思っ

ています。

〔佐々木委員〕

海に落ちたら膨らむやつ。

〔灘本委員〕

自動に膨らむやつの小型ができるだかときくが、１００万ぐらいするよ。

〔佐々木委員〕

斜めにして。

〔灘本委員〕

そうそうそう。船が返ったときに、ぽちゃんと落ちたら。大型船がみんなつけとる。

〔山根委員〕

底びきにつけてるあれより、小さいだろうけど、あれを載せる。

〔灘本委員〕

あれの小型化したのができるだかとかいう話で。

〔本田係長〕

そうなんですね。非常に、そういったことはやっぱり検討会でも話になって、おっしゃられるように、沖底船がつけてるあれです、白い、あの。

〔山根委員〕

うん、丸い長細い、あれ。

〔本田係長〕

丸いあれで、何かあったら、ぽんっといって、屋根がついたいかだができるっていう、あれで。

〔灘本委員〕

改良の小型化ができるとかって。だけど、何１００万ぐらいするだかって聞いて。

〔佐々木委員〕

まあ、あれがあれば絶対だよね。

〔本田係長〕

一応今、一番小さいので、たしか8人乗りぐらいの分もあって、一応その定員を変えずに、ここに載せたら載せれるだろうとかいうのが、その検討会の資料とかにもあったり、やっぱり1人は減らさないといけないのかなとか、そういうのが。

〔灘本委員〕

今度は定員が係ってくる。

〔本田係長〕

そう、定員も関係してきて、あと置く場所、あとは、遊漁船とかは、いろいろと船に設備もあるので、固定型が難しかったら移動型、バッグみたいな、何か40キロぐらいあるみたいなんですけど、それを持ち運んで、乗るときには載せるっていうのも、一応は認められてます。

〔山根委員〕

だけど、今本当に8人ぐらい乗せてるけどびっしりだよ。置場もないと思う。部屋周りや部屋の上に乗せるぐらいにはほかないよな、本当に。

〔板倉会長〕

ダンブルの中に。

〔佐々木委員〕

ブリッジの一番上にこんなんして。

〔山根委員〕

デッキの上は人でいっぱいになるからなあ、もういっぱい載せれん。難しいと思う、本当に。

〔本田係長〕

一応、今の状況としては、さっきお伝えしたように、夏、7月ぐらいまでで検討会が終わりましたので、もう一回パブリックコメントがされて、その上で、また規制がされるってことになりますので、結構、組合所属の遊漁船されてる方も多いと思いますので、組合には、またパブリックコメントが始まったら、通知等はさせていただくとは思いますが、方向性は変わらないとは思いますが、何か意見があれば、出していただけたらと思います。

〔板倉会長〕

そのほかありませんか。ちょっと、このコシナガっていうのは、このクロマグロの数量には含まれんで大丈夫ですか。

〔清家課長補佐〕

含まれないです。

〔板倉会長〕

了解しました。そのほか、ないでしょうか。それでは、6番については報告どおりということで、了解したいと思いますので。

6 その他

〔板倉会長〕

その他、事務局のほうで何かありますか。

〔本田係長〕

すみません、2点お伝えしたいことがありますので、よろしくお願いします。まずはですね、10月に、前回の委員会のほうで、調整規則の改正について諮問させていただきまして、年内に改正予定ということで、急遽、短いスパンの中で開催をさせていただいたんですが、ちょっと県内のほうの改正手続のほうで、いろいろと事情がありまして、年内の改正でなく年度内の改正に向けて、今、手続が進んでおりますので、そちらのほう、ちょっと御報告させていただきたいと思います。

2点目といたしましては、年内の開催は今日が最後になるんですけれども、また3月ですね、3月上旬から中旬にかけて、年度内最後の委員会のほうが予定されると思います。議題としては、先ほど議題1のほうで話もありましたように、ブリについても、TAC魚種に上がってくるということで、資源管理方針の変更ですとか、あとは、例年のすくい網漁業の承認などの議題が上がってくる予定となっておりますので、お忙しいところとは思いますが、また日程のほう調整させていただきますので、御対応いただきたく、よろしくお願いいたします。

〔板倉会長〕

そのほかありますか。ないようでしたら終わりますでしょうか。

それでは議事を終わります。事務局に返します。

〔氏事務局長〕

そうしましたら、以上をもちまして、鳥取海区漁業調整委員会を終了します。本日は皆さん、ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和6年12月5日

議長会長

署名委員

署名委員